

## ● 寄稿 1

# 日本大学大学院・知的財産研究科 (専門職大学院)の新設について

日本大学法学部および大学院法学研究科 教授 加藤 浩

## 1. はじめに

日本大学では、来年度から、新たに「知的財産研究科(専門職大学院)」を設置することになりました。本学の知的財産研究科(専門職大学院)は、法学部を基礎とした独立した大学院であり、日本大学以外の学生や、社会人も積極的に受け入れて、高度な知的財産人材を育成することを目的としています。

本学の知的財産研究科(専門職大学院)は、法学系の領域に基盤を置く知的財産専門職大学院としては日本で最初であり、その特色は、法学教育に基づく高度なリーガルマインドを備えた知的財産人材の育成を推進する点にあります。また、日本最大のマンモス校のメリットを活かして、日本大学の幅広いネットワークを活用できる点(修了後の進路指導を含む)なども特色です。さらに、弁理士試験の免除科目に対応した講義が複数、設置されている点でも、有利な教育環境が提供されています。

本稿では、日本大学における知的財産教育の経緯と現状を紹介した上で、来年度から新設される知的財産研究科(専門職大学院)の理念や特色について論じます。大学における知的財産教育の実践事例の一つとして参考になれば幸いです。

## 2. 日本大学における知的財産教育の経緯と現状

### (1) 日本大学大学院(法学研究科)

日本大学は、1889年に創設された「日本法律学校」を前身とする大学であり、日本大学法学部は法学部として



日本大学大学院法学研究科

日本で最も古い大学です。現在、法学部に属する大学院として「法学研究科」があり、この中に「知的財産コース」が設置されています。この知的財産コースへの進学者は、主として法学部卒業生と社会人ですが、同コースでは、先端技術について講義する科目を設置し、文理融合教育を実施しています。その結果、修了生に授与される学位は、「法学修士」ですが、文理融合教育を受けたことが社会からも評価されて、博士課程後期に進学したものを除き、全員が有力企業や国際的な特許事務所などに知的財産人材として受け入れられています。

例えば、これまでに、松下電器産業(株)、(株)日立製作所、シャープ(株)、日産自動車(株)、ダイキン工業(株)、東洋製罐(株)、(株)ポニーキャニオン、東京

海上日動火災保険(株)、(株)コナミデジタルエンタテインメント、ブロードメディア(株)、三菱電機(株)等の企業に就職をしており、知的財産関連の部署に配属されています。また、海外の特許事務所と連携する国際的な特許事務所に就職して、内外の知財業務に従事している者もいます。このような修了生の中には、製造企業の研究所に当初から配属された者もあり、法学修士であればまずは法務部か総務部という定石からは考えられなかった事態も生じています。来年度からは、この「知的財産コース」への入学は終了し、新たに「知的財産研究科(専門職大学院)」が新設され、教育内容の更なる充実が図られることとなります。

## (2) 日本大学法学部

日本大学では、法学部においても、これまで知的財産に関する講義が実施されてきています。近年、知的財産分野は、学生からの人気も高く、知的財産権法に関する講義には、履修者数が100人以上に及ぶ講義も少なくありません。このような状況下、来年度からは、法学部において、「知的財産コース」が新設されることになりました。

来年度は、大学院において、「知的財産研究科」がスタートしますが、法学部においても、「知的財産コース」がスタートすることとなり、法学部・大学院ともに、知的財産教育の強化が図られることとなります。

## (3) 日本大学の他学部

日本大学では、法学部以外の学部においても、知的財産教育が積極的に実施されています。日本大学には、法学部の他、経済学部、商学部、文理学部、芸術学部、国

際関係学部、理工学部、生産工学部、工学部、医学部、歯学部、生物資源科学部、薬学部等々の文系と理系併せて14学部が存在しており、日本最大のマンモス学校です。したがって、自然科学・工学から人文社会科学、文化芸術にいたるまで幅広い知の創造と探究にアクセスできる環境を有しており、このような環境の中で、それぞれの学部において、知的財産に関する講義が積極的に実施されています。

例えば、理工学部においては、全ての学科に「知的財産権論」という科目が設置され、知的財産に関する法理論や政策論を基礎から学習できる体制が整備されています。また、生産工学部においては、マネジメント工学科に、知的財産に関する10科目が設置され、理系学科でありながら、幅広く知的財産教育を行う体制が整備されています。この他、生産工学部では、電気電子工学科と応用分子化学科に「知的所有権法」、数理情報工学科に「知的所有権」、工学部には、物質化学工学科に「知的所有権入門」という科目が設置されています。

以上の通り、日本大学では、法学部や大学院に限らず、全校的に知的財産教育が積極的に推進されています。

## 3. 知的財産研究科(専門職大学院)の理念

### (1) 教育目標

知的財産研究科(専門職大学院)の教育目標は、総合大学であるという日本大学の特性に鑑みて、法学部を基盤としながらも、出身学部が文系、理系であることにかかわらず、知財分野での活躍を志す者に対して、高度な知的財産教育の場を提供することです。具体的には、知



日本大学法学部



日本大学大学院・知的財産研究科(専門職大学院)

的財産に関連する法律・科学技術・文化芸術・経営経済などの広範な専門知識と知的財産の実務スキルを修得できる教育の場を提供することです。すなわち、科学技術から文化芸術に至る幅広い知の創造の源泉となる学問領域を縦糸とし、法学や経営経済学などの知の保護と活用に係わる学問領域を横糸とした濃密な文理融合に立脚した知的財産教育を目指しています。

## (2) 2つの人材像

政府の知的財産戦略本部は、2006年1月に「知的財産人材育成総合戦略」を策定し、知的財産人材の育成に係る施策を具体化し発展させるために知的財産人材育成の総合戦略・重点施策・人材育成策などをまとめました。この戦略の中で、今後、養成すべき知的財産人材は、①知的財産専門人材、②知的財産創出・マネジメント人材、

【知的財産研究科(専門職大学院)が養成すべき知的財産人材】

人材像	知的財産専門人材	知的財産マネジメント人材
例	知的財産の保護・活用に直接的に関わる人材	知的財産創造の推進・支援を行う人材 知的財産を活かした経営を行う人材
定義	知的財産制度を熟知し、研究者やクリエイターが生み出した「知の成果」の知的財産としての保護、知的財産侵害への対応、知的財産の流通等について、専門的な知識を駆使して、知的財産に直接的に関わる業務を担う人材	知的財産の創造を推進・支援する立場にある人材、知的財産を活かした経営を行う人材など、知的財産を直接的に扱う職業ではないものの、知的創造サイクルを回す上で不可欠な役割を果たす様々な人材
人材の具体像	*企業等における知的財産部門担当者 *弁理士	*知財を生かした経営・管理を行う経営者・経営幹部・管理者

【知的財産人材が確立すべき基本的な専門職能とカリキュラムで考慮する事項】

人材像	知的財産専門人材	知的財産マネジメント人材
確立すべき基本的な専門職能	<b>共通事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知財に関する調査(先行資料や他社権利の調査、パテントマップ作成)</li> <li>・知財に関する法務(営業秘密管理、規定作成、法的審査)</li> <li>・リスクマネジメント(係争対応、他社権利監視、他社権利排除、ブランド保全)</li> <li>・知的財産の価値評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財戦略(例：ノウハウ・出願の保護差別化方針、ポートフォリオ戦略、ブランド戦略、外国出願戦略等)の策定、実行統括</li> <li>・研究開発戦略の策定、実行統括</li> <li>・映画・音楽・出版物等の新しいコンテンツビジネスの企画と事業化</li> <li>・標準化戦略の企画、実行</li> <li>・知的財産創造の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵害判定や侵害警告</li> <li>・国内外訴訟</li> <li>・模倣品排除</li> <li>・技術保護(国内特許権利化、外国特許権利化、品種登録申請など)</li> <li>・コンテンツ保護(登録申請)</li> <li>・デザイン保護(意匠権利化)</li> <li>・ブランド保護(商標権利化)</li> </ul> <p>〈期待されるレベル〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象とする技術やコンテンツの発展性を理解して、最適な権利獲得戦略を考える。</li> <li>・技術的な創作や工業デザインを、産業財産権等の形で権利化する。</li> <li>・産業財産権等の紛争解決にあたって、国際的な競争環境を踏まえて公平・公正な判断を下す。</li> <li>・ライセンス契約交渉、仲裁手続代理、外国出願関連業務等、さらには知的財産の経営資源として活用に係わるコンサルティング業務に至る知的財産分野全般に渡るサービスを提供する。</li> <li>・知的財産法のみならず、民事法務、経営、技術に係わる知識とスキルを保有する。</li> </ul>	
カリキュラムで考慮する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産法基礎科目ならびに同専門科目において、知的財産法の知識を修得し、さらに判例・事例などの学習を通してその解釈や適用を学び、知的財産制度に関して高度の専門性を身につける。</li> <li>・知的財産実践科目によって、知的財産の活用や創造に係わる知財実務の知識とスキル、科学技術知識が得られよう図り、多様なニーズに応じて知的財産業務を遂行できる能力を修得する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術の知識と理解力および知的財産法をはじめとする法知識やスキル、ならびに知的財産の活用に係わる実践的な知識とスキルを学ぶ。</li> <li>・知的財産の経営資源としての価値評価、管理と活用について学ぶ。</li> <li>・これらを通じて幅広い分野で知的財産をマネジメントできる能力を身につける。</li> </ul>

③裾野人材に類型化されています。

①の知的財産専門人材は、従来から典型的な知的財産人材として認識されてきた知的財産実務のスペシャリストであり、総合戦略においては量の倍増と質の高度化が掲げられています。職種としては、企業等における知的財産部門担当者や弁理士、特許庁における審査官、産学連携機関の従事者などがあげられており、本学の知的財産研究科(専門職大学院)が養成すべき人材として具体的に設定している人材像も、これと同様です。

②の知的財産創出・マネジメント人材は、わが国の知的財産推進計画においてイノベーション創出に資する知的財産人材が求められており、この点で重要な人材です。とくに、本学の知的財産研究科(専門職大学院)が養成すべき知的財産人材は、「知的財産マネジメント人材」であり、知的財産を事業に活かすゼネラリストとして、企業において知財を生かした経営・管理を行う経営者・経営幹部、研究開発部門の管理者などが挙げられます。

③の裾野人材は、社会一般に対する知的財産の啓蒙を目的とするものなので、本学の知的財産研究科(専門職大学院)が養成すべき人材として掲げるものとはなりません。本大学院から外部に発信する各種企画(公開セミナー等)の中で推進されることになります。

以上の概要をまとめると、本学の知的財産研究科(専門職大学院)が養成すべき知的財産人材は、知的財産専門人材と知的財産マネジメント人材です。そして、前者の具体像としては、企業等における知的財産部門担当者および弁理士が挙げられ、後者の具体像としては、知財を生かした経営・管理を行う経営者・経営幹部・管理者が挙げられます。

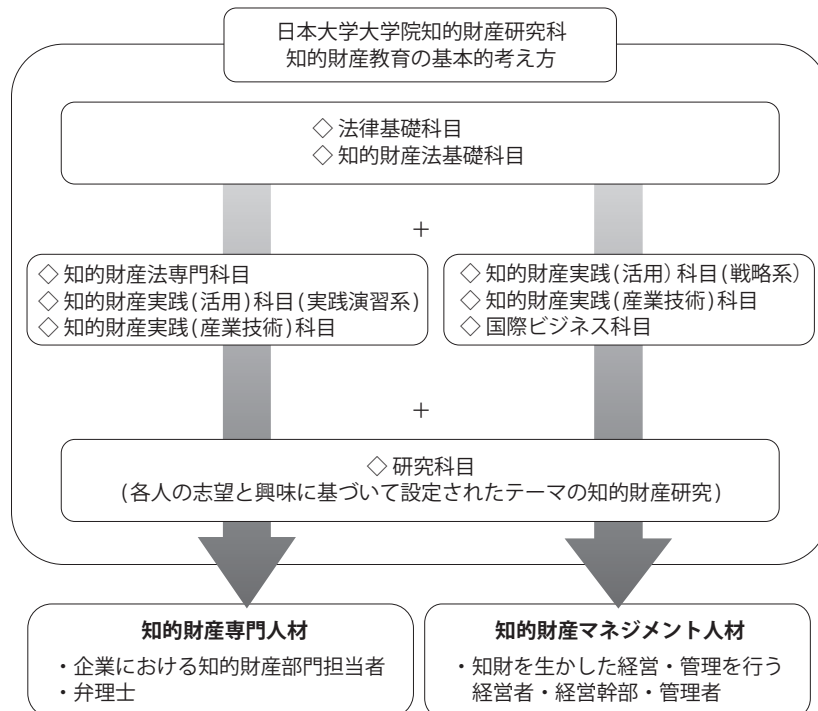
#### 4. 知的財産研究科(専門職大学院)の教育内容

##### (1) 知的財産教育の基本的な考え方

知的財産権は、知的財産制度の中で成立するものであることから、知的財産法を主要な柱とする法律学が中心的な学問分野になります。とりわけ、産業財産権法と著作権法は、その中核をなすものと位置づけられます。

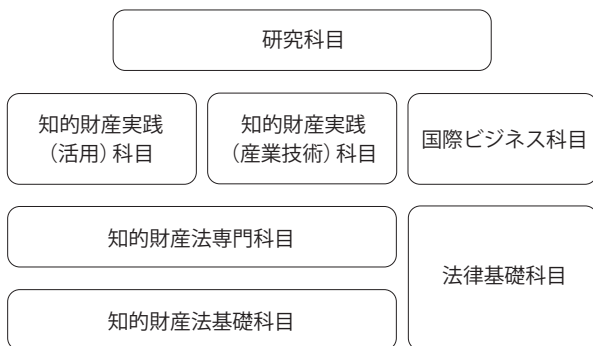
法律学には、経営に係わる学問分野と技術に係わる学問分野を「積層」させるイメージを学生に持たせることにより、事業経営や研究開発という経済社会の実務面において知的財産法を用いて知的財産の保護・活用を推進する意識と能力を涵養します。

このような認識に基づいて、知的財産研究科(専門職大学院)における知的財産教育の基本的な考え方を次のように設定しています。



知的財産研究科(専門職大学院)が掲げる知的財産人材(「知的財産専門人材」ならびに「知的財産マネジメント人材」)を育成するために、知的財産法関連科目を主幹として、経営や技術の知識と知的財産実務スキルが修得できるよう、以下の科目区分によって体系的な教育課程を編成しています。

- ①法律基礎科目
- ②知的財産法基礎科目〔選択必修：2科目4単位以上〕
- ③知的財産法専門科目〔選択必修：2科目4単位以上〕
- ④知的財産実践(活用)科目〔選択必修：2科目4単位以上〕
- ⑤知的財産実践(産業技術)科目〔選択必修：1科目2単位以上〕
- ⑥国際ビジネス科目
- ⑦研究科目〔必修：1科目4単位〕



**(2) 教育科目の概要**

①法律基礎科目

法律の基礎を学ぶものであり、知的財産法と関連の深い民法Ⅰ(総則・物権)、民法Ⅱ(債権)、民事訴訟法、独占禁止法、行政法などの科目があります。基本的な法律の基礎知識を修得したい学生に履修を指導します。

②知的財産法基礎科目〔選択必修：2科目4単位以上〕

知的財産法基礎科目には、産業財産権法四法に対応する科目(特許・実用新案法、意匠法、商標法)、著作権法、不正競争防止法、知的財産関連条約など、知的財産法の基礎知識の修得を目的とするもので、学生の志望によって選択する科目は決められますが、初年次にいずれかの科目を履修するように指導します。このうち知的財産法基礎Ⅰ(特許・実用新案法)のみ通年制とします。

③知的財産法専門科目〔選択必修：2科目4単位以上〕

知的財産法専門科目には、特許・実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法、知的財産関連条約、産業財産権ⅠおよびⅡの各科目があり、知的財産法基礎科目で修得した基礎知識を応用し、あるいはより深く理解し、専門的知識を修得することを目的とします。ここで、知的財産法専門Ⅰ(特許・実用新案法)は通年制とします。また、産業財産権Ⅰ、産業財産権Ⅱは、ゼミナール形式で展開することを踏まえて通年制とします。

④知的財産実践(活用)科目〔選択必修：2科目4単位以上〕

知的財産政策、産学官連携、知財とイノベーション、知財管理、知財経営戦略、企業ブランド戦略、知的財産評価の「講義科目」と、化学・バイオ知財、ICT知財、コンテンツ知財、機械知財、エレクトロニクス知財、情報検索・解析、インターンシップの「演習科目」があります。これらは知的財産に係わる実務において必要となる事業戦略・知的財産戦略・研究開発(コンテンツ創造)戦略、知財情報の検索、特許の出願戦略、明細書の解析・作成、出願応答などの知識と実務スキルの修得を目的とする実践的科目であり、高度な知的財産人材の育成に資する科目です。

インターンシップ科目は、事務所・企業・大学等における知財活動に実際に参加して、知の創造・保護・活用の現場を体験することにより、講義・演習により得た実務知識やスキルを、具体的な形で確認し理解するとともに、社会人としての行動様式やビジネスマナー等についても身につけるための演習科目です。

⑤知的財産実践(産業技術)科目〔選択必修：1科目2単位以上〕

知的財産実践(産業技術)科目においては、ICT、社会安全工学、バイオテクノロジー、ナノエレクトロニクス、ロボティクス・オートメーション、デジタルメディアという幅広い産業の先端技術に係わる科目を揃えることにより、知的財産に関連する先進的な産業技術の知識・理論を網羅的かつ横断的に習得することが可能です。すなわち、知的財産実践(産業技術)科目は科学技術の原理原則を学ぶことを目的とする、いわゆる理系科目とは異なり、研究開発の技術的成果が産業社会において実用化され活用されている現状を実践的に学ぶことによ

て、知的財産分野における研究開発の重要性を理解することを目的としています。自然科学や理工学の専門知識を有さない文系学部出身の学生にとっても、産業や社会における技術の話題を材料にした講義は受け入れられやすく、また特許などの知的財産を扱う上で必要な理系の基礎的知識とセンスを修得できます。一方、理系学生にとっては、技術と産業の関わりを幅広く学ぶことができ、技術の成果の知的財産化が社会においてどのような効果をもたらすのかを実践的に理解する機会となります。

また、デジタルメディアは、文化芸術分野におけるコンテンツに係わる知的財産がますます重要視されつつあることの技術的背景を理解させるものです。

なお、技術はグローバルなものであり、英語を用いた知財実務は知財業務において不可欠であることから、知的財産実践(産業技術)科目においては、英文資料を用い、英語で講義するなどにより国際的な場面に対応できるための授業も行ないます。

#### ⑥国際ビジネス科目

知的財産に関連した国際的なビジネスに携わるうえで必要な知識と実務を修得することを目的としており、知的財産に直接関連する外国知財法と知財英語・国際ビジネス、ならびに知的財産に直接関連しないものの知的財産に係わる国際ビジネスに必要な国際私法、国際取引法の科目を置きます。いずれも実践的な内容を含むものです。

#### ⑦研究科目〔必修：1科目4単位〕

講義科目や演習科目で修得した知識を有機的・体系的に関連付け、あるいは組み合わせることで知的財産に係わる問題の発掘、研究課題の設定、調査研究を行うことにより、知的財産の理解を深化させ、専門性を高めます。具体的には、2年間(授業回数は、60回)に亘る指導担当教員の指導の下に知的財産に関わるテーマと課題を自ら設定し、これまで習得した知的財産知識を活用して、調査・研究を進めます。そして、調査・研究の結果を論文にまとめます。すなわち、初年次は、主としてテーマ探索を目的とした調査・研究に関する指導、2年次は選定したテーマに基づく深い調査・研究と論文作成に関する指導を行います。論文作成という文章表現の過程を通じて、問題の本質の洞察、論理的思考・解析や問題解決の提案などを行う能力を養います。いまや企業等で従事する社

会人においても高度な職階であれば論理的な文章表現能力は必須であることから、論文作成は一律に課すこととします。

2年間(授業回数は、60回)の調査・学習・研究の成果を論文にまとめることにより各人の到達度を確認することは、修了生の一定の質の確保にも資することになると考えています。また、知的財産人材として社会に出る修了生にとっても、このような知的財産に関する論文を仕上げ修了することは、大きな自信にも繋がるものです。

## 5. 知的財産研究科(専門職大学院)における研究指導

### (1) 指導体制

知的財産研究科(専門職大学院)においては、研究指導の指導担当教員は、受け持つ学生の知財分野の興味範囲や学業経歴、将来志望などを個別に把握したうえで、それらを踏まえて、学生の理解と同意を得つつ、論文作成に向けた2年間の研究指導プログラムを作成します。研究指導の内容は、講義科目・演習科目で修得した知識を有機的・体系的に関連付け、あるいは組み合わせることで知的財産に関わる問題の発掘、研究課題の設定、調査研究を行わせることであり、指導の手段は、情報収集や調査の実践、調査結果等の発表やレポート作成、討議などです。初年次は、主としてテーマ探索を目的とした調査・研究に関する指導を行い、2年次は各人の設定テーマに基づいた深い調査・研究と論文作成に関する指導を行います。研究の遂行中は適宜、進捗状況を点検し、指導あるいはプログラムの見直しを行います。

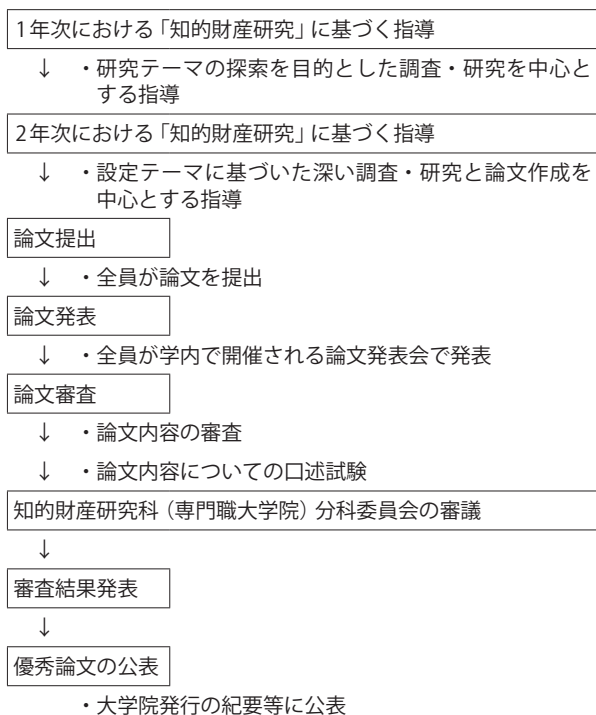
〔研究指導スケジュール〕

初年次	
4月	研究指導プログラム作成 (同時に履修プログラムも作成)
5～7月	研究テーマ仮設定 (将来の研究進捗過程で本人の興味が発展的に変化する可能性を考慮)
8～12月	基礎情報の読込みと方法論の検討
1～3月	情報収集と解析
2年次	
4～7月	研究テーマの決定、各種情報・文献の収集と解析
8～9月	論文構成の作成
10～12月	論文の執筆
1月	論文の提出

## (2) 論文審査

知的財産研究科(専門職大学院)における論文審査は、2名以上の審査委員によって行います。審査委員のうち1名を主査、もう1名を副査とし、主査は指導教授を除く教授とします。研究テーマ、研究目的、先行研究のレビューあるいは収集した情報の体系的解析、論文の構成などに基づいて厳正に評価・採点を行います。全審査委員の平均点が60点以上を合格とし、1名でも50点以下とする採点があった場合には不合格とします。この採点結果は、専任教員全員により構成される知的財産研究科(専門職大学院)分科委員会に諮られ、審議を受けます。さらに、論文発表会を開催し、審査結果において優秀な論文は公表されます。

論文の指導から論文の審査までの流れは、概ね次のとおりです。



## 6. 知的財産研究科(専門職大学院)の教員構成

### (1) 教員構成の概要

知的財産研究科(専門職大学院)において、専任教員は12名であり、そのうち9名が企業や特許庁などでの実務経験者です。さらに、兼任教員にも企業や特許庁、

特許事務所などの実務経験者11名が含まれており、教員全体としても実務経験者は8割を占め、実践的な内容を含む講義が展開できるような教員構成になっています。

また、知的財産法関連の授業科目(特許・実用新案法、商標法、著作権法、産業財産権法など)を担当する教員10名中9名が実務経験者であり、知財実務の経験も踏まえた授業展開ができ、また、1科目あたりに複数の講義を用意して、学習機会を十分に設けるように配慮しています。

企業の知的財産部門や研究開発・技術経営部門、シンクタンク、特許庁、特許事務所、などで実務経験のある教員16名を知的財産実践(活用)科目と知的財産実践(産業技術)科目、国際ビジネス科目に配置し、実務の知識とスキルが講義・演習を通じて実践的に学習できる構成になっています。

研究科目で研究指導に当たる指導担当教員8名のうち7名がそれぞれ専門の異なる実務経験者であり、知的財産分野を様々な角度から研究指導できる構成になっています。また、この実務経験者7名は実務の傍らで知財分野の研究業績があり、また大学での講師等を務めており、研究と教育の両面において経験を有する者です。

専任教員の年齢構成は42歳から63歳までとなっており、バランスのとれた構成となっています。兼任教員の中には70歳代の者が含まれていますが、いずれも現在、本学又は他大学において知的財産教育の第一線に立つ知的財産領域の権威者です。

### (2) 教員の資質の維持向上

知的財産研究科(専門職大学院)に、ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会を設置し、教員の資質の維持向上のために次のような方策を実施します。

- ① 学生による授業評価アンケートの定期的な実施
- ② アンケート結果の担当教員へのフィードバック
- ③ 教材や授業方法等に関する意見交換会や検討会の実施
- ④ 外部団体等の主催するファカルティ・ディベロップメント関係の研修会等への教員の参加

そのほかに、知的財産関連の学会や研究会等への積極的な参加や、「国際知的財産研究所」(日本大学法学部)が主催する講演会への参加などにより、教員の研究教育



国際知的財産研究所(日本大学法学部)が主催する講演会(平成21年9月)

レベルの維持発展を図ります。

なお、日本大学では、教員が担当する授業については、週10コマを上限としており、その範囲内であれば、研究や教育に支障が生じたり、特段の負担にならないように配慮しています。(筆者は、上限の週10コマを担当予定。)

## 7. 知的財産研究科(専門職大学院)の履修モデル

ここでは、3.(2)で述べた「2つの人材像」について、具体的な履修モデルを提示し、知的財産研究科(専門職大学院)により提供される知的財産教育の典型的なパターンを説明します。

### (1) 履修モデル①:「知的財産専門人材養成」

企業の知財担当者や弁理士などの知的財産専門人材には、研究者やクリエイター等が生み出した知の成果を知的財産として保護する役割が最も求められますが、そのためには知的財産制度を熟知していることが必要です。そのために必要な知的財産法全般の知識を習得することを中心とし、これに各学生の志望(どのような産業分野に強い知的財産専門人材を目指すか等)に沿った実践的科目を加えた履修モデルを提示します。

- 法律基礎科目：1科目2単位以上の履修を指導します。
- 知的財産法基礎科目・知的財産法専門科目：知的財産制度の知識を深く学ぶために、初年次ならびに2年次に知的財産法基礎科目と知的財産法専門科目を履修し

ます。履修モデルでは、それぞれ3科目6単位以上を履修することを基本としています。

- 企業の知財担当者を志望する場合：製造業であれば特許法が重要ですが、コンテンツ系企業であれば、著作権法が重要になります。指導担当教員の指導の下、学生の志望に応じて適切な知的財産法科目を複数選択して履修します。
- 弁理士を志望する場合：知的財産法基礎Ⅰ～Ⅲ、Ⅵならびに知的財産法専門Ⅰ～Ⅲ、Ⅵ～Ⅶを履修するよう指導します。これは、弁理士として知的財産法知識を熟知しておくことが求められるためであることと、弁理士試験の受験において、弁理士法施行規則第4条に定められる短答式筆記試験一部科目免除を受けるために必要な産業財産権に関わる科目を履修することが有利であるためです。
- 知的財産実践科目：さらに専門性を深めるために知的財産実践(活用)から2科目4単位以上と知的財産実践(産業技術)から1科目2単位以上を履修します。科目は、指導教員の指導の下、学生の志望(どのような産業分野に強い知的財産専門人材を目指すか、企業に属するか否かなど)に応じて適切なものを選択します。推奨履修時期は、知的財産政策Ⅰ～Ⅲと知的財産戦略Ⅰ～Ⅳは初年次後期以降とし、知的財産実践Ⅰ～Ⅶは2年次とします。また、知的財産実践(産業技術)は、基本的に初年次後期以降に履修します。

知的財産専門人材養成のための履修モデル

	初年次	2年次
法律基礎	1科目2単位以上	
知的財産法基礎	3科目6単位以上	
知的財産法専門		3科目6単位以上
知的財産実践(活用)		2科目4単位以上
知的財産実践(産業技術)		1科目2単位以上
国際ビジネス		
研究科目	1科目4単位	

## 【企業の知的財産部門担当者を志望する場合】

年次 期	初年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
履修科目	知的財産法基礎Ⅰ (特許・実用新案法)		知的財産法専門Ⅰ (特許・実用新案法)	
	知的財産法基礎Ⅱ (意匠法)	知的財産法専門Ⅲ (商標法)	知的財産専門Ⅶ (産業財産権Ⅰ)	
	知的財産法基礎Ⅲ (商標法)	知的財産法専門Ⅴ (不正競争防止法)	知的財産戦略Ⅰ (知財管理)	知的財産戦略Ⅳ (知的財産評価)
	知的財産法基礎Ⅴ (不正競争防止法)	知的財産専門Ⅵ (知的財産関連条約)	知的財産実践Ⅵ (知財情報検索・解析)	知的財産実践Ⅴ (エレクトロニクス知財)
	知的財産基礎Ⅵ (知的財産関連条約)	知的財産政策Ⅰ (知的財産政策)	知的財産実践Ⅱ (ICT知財)	国際ビジネスⅠ (外国知財法)
	法律基礎Ⅰ (民法Ⅰ)	産業技術Ⅱ (ICT)		
知的財産研究				
履修単位計 45単位				

ここで提示した履修モデルの履修科目数と単位数は、法律基礎1科目2単位、知的財産法基礎5科目12単位、知的財産専門5科目14単位、知的財産実践(活用)6科目9単位、知的財産実践(産業技術)1科目2単位、国際

ビジネス1科目2単位、研究科目4単位です。

研究科目に関しては、指導担当教員の指導の下、知的財産に係わる学生の興味・関心の範囲を考慮してテーマを設定し、研究と論文作成を行います。

## 【弁理士を志望する場合】

年次 期	初年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
履修科目	知的財産法基礎Ⅰ (特許・実用新案法)		知的財産法専門Ⅰ (特許・実用新案法)	
	知的財産法基礎Ⅱ (意匠法)	知的財産法専門Ⅱ (意匠法)	知的財産法専門Ⅶ (産業財産権Ⅰ)	
	知的財産法基礎Ⅲ (商標法)	知的財産法専門Ⅲ (商標法)	知的財産法専門Ⅷ (産業財産権Ⅱ)	
	知的財産法基礎Ⅳ (著作権法)	知的財産法専門Ⅵ (知的財産関連条約)	知的財産戦略Ⅰ (知財管理)	知的財産戦略Ⅳ (知的財産評価)
	知的財産法基礎Ⅴ (不正競争防止法)	法律基礎Ⅱ (民法Ⅱ)	知的財産実践Ⅱ (ICT知財)	
	知的財産法基礎Ⅵ (知的財産関連条約)	産業技術Ⅱ (ICT)		
知的財産研究				
履修単位計 45単位				

ここで提示した履修モデルの履修科目数と単位数は、法律基礎1科目2単位、知的財産法基礎6科目14単位、知的財産専門6科目18単位、知的財産実践(活用)3科目5単位、知的財産実践(産業技術)1科目2単位、研究科目4単位です。

研究科目に関しては、指導担当教員の指導の下、知的財産に係わる学生の興味・関心の範囲、及び、弁理士試験論文式筆記試験選択科目免除を考慮してテーマを設定し、研究と論文作成を行います。

(2) 履修モデル②：「知的財産マネジメント人材養成」

この人材には、知的財産制度の基礎知識を有し、知的財産の創造支援や活用を行う役割が求められます。また、社会がグローバル化する中、国際的なビジネスにも対応できることが望ましいと考えられます。

知的財産マネジメント人材養成のための履修モデルの基本の考え方は、知的財産法基礎科目に重きをおいて履修するよう指導します。国際的なビジネスに関わることを視野に入れて、国際ビジネス科目を履修します。

- 知的財産法科目：知的財産法科目は、基礎科目を3科目6単位以上履修し、特に志望する職業との関わりが深い知的財産法に関連して知的財産専門科目2科目4単位以上を履修します。
- 知的財産実践科目：知的財産実践（活用）と知的財産実践（産業技術）は、創造支援や活用の能力養成に有用な科目であり、知的財産実践（活用）から2科目4単位以上と知的財産実践（産業技術）から1科目2単位以上を履修します。

- 国際ビジネス科目：国際ビジネス科目を1科目2単位以上履修するよう指導し、さらに学生の志望に沿って他の科目を履修するようプログラムを組みます。

知的財産マネジメント人材養成のための履修モデル

	初年次	2年次
法律基礎		
知的財産法基礎	3科目6単位以上	
知的財産法専門		2科目4単位以上
知的財産実践(活用)		2科目4単位以上
知的財産実践(産業技術)		1科目2単位以上
国際ビジネス		1科目2単位以上
研究科目		1科目4単位

【知財を生かした経営・管理を行う経営幹部を志望する場合】

年次	初年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
履修科目	知的財産法基礎Ⅰ (特許・実用新案法)		知的財産法専門Ⅰ (特許・実用新案法)	
	知的財産法基礎Ⅱ (意匠法)	知的財産法基礎Ⅴ (不正競争防止法)	知的財産法専門Ⅴ (不正競争防止法)	知的財産政策Ⅱ (産学官連携)
	知的財産法基礎Ⅲ (商標法)	知的財産法専門Ⅲ (商標法)	知的財産戦略Ⅱ (知財経営戦略)	知的財産戦略Ⅲ (企業ブランド戦略)
	法律基礎Ⅰ (民法Ⅰ)	知的財産政策Ⅲ (知財とイノベーション)	国際ビジネスⅣ (国際取引法)	知的財産戦略Ⅳ (知的財産評価)
	産業技術Ⅰ (産業技術史と法)	産業技術Ⅱ (ICT)	知的財産実践Ⅱ (ICT知財)	国際ビジネスⅡ (知財英語・国際ビジネス)
			知的財産戦略Ⅰ (知財管理)	
知的財産研究				
履修単位計 45単位				

ここに提示した履修モデルの履修科目数と単位数は、法律基礎1科目2単位、知的財産法基礎4科目10単位、知的財産専門3科目8単位、知的財産実践（活用）7科目13単位、知的財産実践（産業技術）2科目4単位、国際

ビジネス2科目4単位、研究科目4単位です。

研究科目に関しては、指導担当教員の指導の下、知的財産に係わる学生の興味範囲を考慮してテーマを設定し、研究と論文作成を行います。

## 8. 知的財産研究科(専門職大学院)の修了要件

知的財産研究科(専門職大学院)においては、標準修業年限は2年とし、修了要件は45単位以上(うち必修4単位、選択必修14単位を含む)を履修するとともに、論文の審査に合格することを修了要件とします。必修科目の研究科目においては、講義で学んだ知的財産に関する知識を基に、知的財産に係わる問題に対する洞察力、論理的解析・思考力、解決策の提案力の醸成を図るために、研究課題に関するレポート報告や発表、討議などの研究指導を行うこととしており、さらに論理的な文章表現力を養うことを視野に入れて、その研究成果を最終的には論文としてまとめることを必須としています。

知的財産研究科(専門職大学院)においては、必ずしも、修了要件として論文審査は求められてはいないものの、論文作成という文章表現の過程を通じて問題の本質の洞察、論理的思考・解析や問題解決の提案などを行う能力と論理的な文章表現能力を養うことは、企業等で従事する高度な職階を志向する者には当然求められる能力であると考え、論文の提出を求め、審査することとしています。また、専門職学位に基づき弁理士試験論文式筆記試験選択科目の免除を受けたいとする者の希望に応えるために、その者には選択科目の「弁理士の業務に関する法律」に含まれる知的財産法またはその周辺法に係わるテーマでの研究と論文作成を指導します。

一年間の履修上限は40単位以内としています。これは、45単位が修了要件ではあるものの、入学する者は、学歴・経歴、修了後の進路志望も様々であるため、多様なニーズに応えるべく多少幅を持たせたものです。もちろん、基本は、個々の学生ごとに、体系的な履修プログラムを作成させ、2年間でバランスよく計画的に履修するよう指導担当教員が適切な指導を行うことです。

成績評価の方法は、(1) 授業における平常点(授業出席、受講姿勢(討論内容や研究発表を含む)、課題レポート等)、(2) 期末試験(筆記試験)を総合して行います。評価割合は、(1)及び(2)をそれぞれ50%とします。評価基準は、客観性・厳格性・公平性を担保するために、次に示すとおり相対評価としますが、合格(C以上)・不合格(D)の判定は絶対評価とします。

点数	評価	GPA	比率(%)
100~90	S	4	5%
89~80	A	3	25%
79~70	B	2	40%
69~60	C	1	30%
59以下	D	0	絶対評価 (割合による限度を設けない)

なお、「インターンシップ」の成績評価については、学内授業の教員による評価とインターンシップ先での評価を合わせることとなります。インターンシップ先とは、評価基準の設定や研修報告書提出等を含めて密に連携を図ります。インターンシップ評価基準の設定については、評価方法が受入先によって異なることのないように、例えば、業務理解・遂行能力、創意工夫能力、問題発見・解決能力、知識・情報力、コミュニケーション能力、自主性、協調性、リーダーシップ、ビジネスマナー等の各項目の5段階評価ならびに総合所見、特筆事項などを内容とする、共通の「評価表」を設定しています。

## 9. 知的財産研究科(専門職大学院)の修了後の進路

知的財産研究科(専門職大学院)が養成する知的財産人材の活躍の場は、主に民間企業であることが想定され、産業分野としては製造業(機械、電機、化学、繊維、食品、印刷など)や情報通信業(通信、コンテンツ、情報サービスなど)をはじめとして卸・小売業、運輸業、金融・保険業など幅広く予想されます。

修了生の就職を支援する体制としては、これまでの日本大学の就職支援システムが利用でき、従来の日本大学学生らと同等の就職支援が受けられます。具体的には、日本大学の学生にのみ提供される就職支援サイト「NU就職ナビ」の利用、日本大学法学部就職指導課や学内就職指導ネットワークによる就職情報提供や各種ガイダンスや就職セミナーの開催、インターンシップの提供(既に法学部内で機能しているインターンシッププログラム)などです。

以上に加えて、知的財産研究科(専門職大学院)の就職支援として、インターンシップ科目での提携先(企業や特許事務所等)への斡旋、全学OB会組織(日本大学校友・会員約1万9千名会)と連携した知財分野に関わる就職斡旋活動を行ないます。また、本学の知的財産本

部・技術移転機関である「日本大学産官学連携知財センター (NUBIC)」の会員企業(166社)への斡旋も行います。さらに、学生に向けて、知財に係わる企業関係者等を招聘してキャリア形成に係わる講演会を開催し、学生の就職意識の高揚を図ります。

以上のとおり、国内最大のマンモス校としての日本大学のネットワークを活用して、修了後の進路について、非常に有利に進めることが可能になります。

## 10. 知的財産研究科(専門職大学院)のキャンパスライフ

知的財産研究科(専門職大学院)は、知的財産に係る実務家の養成を目的としており、併せて知的財産実務に携わる社会人の再教育という使命をも担っています。したがって、社会人に対しては、授業時間帯や入学者選抜等において一定の配慮を行います。具体的には、次のとおりです。

### a 修業年限

標準修業年限は、2年です。

### b 履修指導及び研究指導の方法

履修指導は、学年の始まる4月に全体的なガイダンスを行うほか、教員はオフィスアワーの提示と実施を行いますので、履修申告時前であっても、随時指導できる体制をとっています。研究指導については、「知的財産研究」の開設時間等に配慮をする(開始時刻を18:00以降にする)とともに、オフィスアワーの時間帯だけではなく随時、指導教員による研究室における十分な研究指導ができる体制をとっています。また、Eメール等による質問等も随時可能です。

### c 授業の実施方法

授業の時間帯は、次のとおり昼夜開講とし、夜間(18:00以降)だけでも、十分に履修が可能になるような科目配置を行っています。また、社会人に配慮し、9割の科目を半期制としています。

- 1時限 9:00～10:30
- 2時限 10:40～12:10
- 3時限 13:00～14:30
- 4時限 14:40～16:10

5時限 16:20～17:50

6時限 18:00～19:30

7時限 19:40～21:10

### d 図書館・情報処理施設等の利用方法

日本大学法学部では、既に、夜の開講時間帯において、図書館の書籍類、情報処理施設を利用することができます。知財の財産研究科(専門職大学院)の社会人等の学生に対しても、十分に利用可能な状況です。

(図書館の開館時間)

平日 9:00～22:00 土曜日 9:00～21:00

## 11. 知的財産研究科(専門職大学院)の入学者選抜

知的財産研究科(専門職大学院)は、入学定員30名、収容定員60名とします。また、知的財産研究科(専門職大学院)は、養成する人材像に応じて、次のようなアドミッションポリシーを持っています。

### ①知的財産専門人材(「企業における知財担当者」、「弁理士」等)

- ・知的財産制度を深く極め、専門家としての力量を高めたいとする意欲を持っていること。
- ・弁理士としての資格を取得して知的財産の保護、侵害への対応、流通などのビジネスに関わることを希望していること。

### ②知的財産マネジメント人材(企業の経営者・経営幹部・管理者等)

- ・企業経営における技術開発やコンテンツビジネスのプロデュースにおいて、知的財産の基本的な知識をもとにして、これまでとは違った幅広い活動に挑戦しようとする意欲を持っていること。将来このような分野に挑戦する意欲を持っていること。
- ・グローバルビジネスにおいては標準言語が英語であることに鑑みて、必要なレベルの英語力を有していること。

知的財産研究科(専門職大学院)は、上記のようなアドミッションポリシーに適合する者であれば、文系・理系を問わず、幅広く受け入れることとしています。したがって、①4年生大学(学部を問わない)を卒業した学生、

②知的財産に関する課題意識を備えた社会人(2年以上の職務経験を有する)、③外国人留学生を受け入れます。なお、②及び③は、原則として4年生大学の卒業生です。

入学者選抜については、一般入学試験として、志望理由についての「書類審査」、「英語」、「知的財産に関する小論文」及び「面接試験」を行い、併せて、推薦入学試験も行います。さらに、社会人や外国人留学生を受け入れるための特別の入学試験も行っています。

社会人に対する特別入学試験では、一般入学試験から英語の試験が免除される等、配慮がなされています。また、知財分野の実務経験も入学者選抜の要件ではありませんので、知財実務に未経験の方も、もちろん入学可能です。

#### 入学者選抜の概要

区分	審査項目	備考
一般入学試験	「書類審査」 「英語」 「小論文」 「面接試験」	志望理由書等「書類審査」、「英語」、「知的財産に関する小論文」及び「面接試験」によって、知的財産専門職業人としての活躍を志す者を選抜する。
社会人特別入学試験	「書類審査」 「小論文」 「面接試験」	知的財産実務に携わる社会人の再教育という観点から、社会人も広く受け入れることとし、一般入試の試験科目から「英語」の試験を免除する。
外国人留学生入学試験	「書類審査」 「小論文」 「面接試験」	知的財産の国際性という観点から、外国人留学生(とりわけ、中国、台湾、韓国等の知的財産制度の整備の遅れている東アジアからの留学生)についても積極的に受け入れることとし、一般入試の試験科目から「英語」の試験を免除する。

## 12.おわりに 「知財教育は道德教育である。」

近年、各大学において知的財産教育が推進される中、本稿では、日本大学の取組みとして、知的財産研究科(専門職大学院)の新設について報告しました。大学における知的財産教育の実践事例の一つとして参考になれば幸いです。

筆者は、新しい知的財産研究科(専門職大学院)の設置に向けた準備作業に参加し、学内の調整、新任教員の採用、新規カリキュラムの策定に始まり、文部科学省への申請作業に至るまで、様々な大学業務を経験することになりました。本学の知的財産研究科(専門職大学院)の新設は、決して容易に達成できたわけではなく、多数

の教員の積極的な協力と、大学の事務系職員との密接な連携により、苦勞に苦勞を重ねた上に、ようやく達成された貴重な成果です。今後とも、新設に至る経験を原点として、知的財産研究科(専門職大学院)における知的財産教育に、熱意と誠意を持って臨む所存です。

現代社会では、知的財産に対する意識が未だ十分ではなく、知的財産教育の必要性が極めて高い状況にあります。このような状況下、知的財産教育は、「他人のモノを盗むことは、いけないことである。」といった道德観を再確認させる良い機会になります。知的財産権侵害は、目に見える「窃盗」ではないだけに、ヒトの良心に依存する部分が極めて大きく、「知財教育は道德教育である。」と位置づけることができます。知財教員は、知的財産法の「知識」だけでなく、その「精神」についても深く誠実に伝えていくことが大切であると思います。

今後とも、各大学において、知的財産教育が推進され、新たな知的財産専門職大学院が設置されることに期待したいと思います。

(備考)  
日本大学大学院・知的財産研究科(専門職大学院)に関する公式ホームページ  
[http://www.law.nihon-u.ac.jp/gs/property\\_research/index.html](http://www.law.nihon-u.ac.jp/gs/property_research/index.html)

- 【参考文献】
1. 日本大学大学院・知的財産研究科(専門職大学院)の公式ホームページ
  2. 日本大学大学院・知的財産研究科(専門職大学院)の入試説明会配布資料(小川宗一、光田賢、他)

## profile

加藤 浩(かとう ひろし)

東京大学薬学部卒業、同大学院修了(薬学修士)、東北大学大学院工学研究科修了(工学博士)、慶應義塾大学法学部卒業(法学士)。弁理士。薬剤師。経済産業省特許庁(特許審査官)、経済産業省大臣官房総務課企画室、ハーバード大学(客員研究員)、特許庁審判部(審判官)、政策研究大学院大学(助教授)等を経て、2009年より現職。青山特許事務所の顧問弁理士を兼務。最近の著作に、共著『知的財産政策とマネジメント』(白桃書房、2008年)等。

